

令和8年度健康診査受診勧奨通知作成等業務（津市・亀山市・南伊勢町分）仕様書

1 業務名

令和8年度健康診査受診勧奨通知作成等業務（津市・亀山市・南伊勢町分）

2 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）までとする。

3 目的

三重県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）における後期高齢者の健康診査（以下「健診」という。）の受診率については全国的に高水準であるものの、健診結果のデータは被保険者ごとの健康課題の把握や、P D C Aサイクルに沿った保健事業の実施に係る基礎資料として重要であることから、市町間の受診率格差をなくし、三重県全体の受診率を底上げする必要がある。

このため、県内市町のうち健診受診率が低位にあるものを広域連合があらかじめ選定した上で、過去の健診受診歴等のデータを活用し、民間事業者のノウハウ等を活かした効果的かつ効率的な受診勧奨を行うことで、健診受診率の向上を図ることを目的とする。

4 基本方針

健診受診勧奨は文書通知を基本とする。但し、受注者が提案する文書通知以外の方法が、業務の目的を達成するために効果が期待できると認められる場合は、広域連合の承認を得た上で文書通知と併せて実施することを可能とする。

5 対象者

健診受診勧奨通知対象者（以下「通知対象者」という。）については、津市、亀山市、南伊勢町（以下「対象市」という。）の令和8年度健診受診対象者とする。但し、対象者のうち、広域連合と協議して除外することがある。

6 業務内容

（1）通知対象者の抽出

- ア 委託業務に使用するため、広域連合は健診関連情報データ等を別紙1のとおり受注者に提供する。
- ・ 広域連合からのデータの提供に当たっては、原則としてL G W A Nを用いて受注者へ提供する。ただし、緊急の場合又は広域連合の指示がある場合はセキュリティ便を用いて行う。

イ 受注者は、広域連合及び対象市から提供されるデータ等について、効果的かつ効率的な受診勧奨を実現するため、データ分析作業等を行う。

（ア）提供データの加工

受注者は、提供される各データファイルを統合し、必要に応じて欠損している値に関しては可能な限り埋める等、分析が可能になる状態に当該データを加工する作業を行う。

（イ）通知対象者の特定

受注者は、広域連合が提供する被保険者情報データにより次の通知対象者条件に該当する者を抽出した上で、当該者から除外者条件に基づき広域連合及び対象市が抽出・提供した者を除

外し、最終的な通知対象者とする。

【通知対象者条件】

後期高齢者医療被保険者で、令和8年度末年齢が76歳以上84歳以下の者

【除外者条件】

次の条件に該当する者を広域連合が抽出し、受注者に提供する。

- a 長期入院者、介護施設入所者
- b 障害者支援施設入所者
- c 後期高齢者医療保険の資格を喪失している者
- d 要介護1から5の認定者
- e 受診券未発送者
- f その他健診受診勧奨通知の対象に適さないと考えられる者

(イ) 通知対象者のセグメント化業務

受注者は、(イ)により特定した通知対象者について、レセプトを用いた重症化のリスクを明らかにしてセグメント分けをし、前年度の受診実績と組み合わせて特性別のセグメントに分類する。レセプトデータがない通知対象者については、別セグメントとして分類する。

(2) 健診受診勧奨通知の作成及び発送

受注者は(1)のデータ分析結果等を基に、次のとおり通知物（健診受診勧奨通知用資料）を作成し発送する。

ア 通知物の内容

ソーシャル・マーケティングやナッジ理論等の手法を活用し、被保険者の特性に応じた5つ以上のセグメントに分けたうえで、それぞれのセグメントに応じた健診受診を効果的に促す文面やデザインとする。また、作成に当たっては、通知を受領した被保険者の注意を引き、内容の確認を誘引する等の工夫を施すこと。

イ 通知物の印刷

広域連合が提供する宛名データ等の情報をもとに、郵便番号、住所、宛名を記載すること。印刷見込み件数は34,000件とする。

ウ 通知物の宛名印字

通知物に印字する宛名に外字が含まれる場合は、広域連合が提供する外字ファイルを使用し印字すること。

エ 通知物の校正

通知物の印刷内容については、広域連合及び対象市の要望に基づく修正に応じ、事前に校正の確認を行う。校正の回数は、最大3回までとする。

オ 通知物のサンプルの納品

健診受診勧奨通知の発送までに、広域連合及び対象市に通知物のサンプルを納品し、内容についての確認を受けること。その結果、通知物の内容に不備等があった場合には速やかに修正等の対応を行うこと。

また、同通知の発送後速やかに広域連合に完成物のサンプルを各5部納品すること。

カ 通知物の作成、印刷に係る費用は本業務の契約金額に含むものとする。

(3) 健診受診勧奨通知の発送

健診受診勧奨通知の発送は受注者において行うものとし、発送に係る費用は本業務の契約金額に含むものとする。

(4) 効果測定

- ア 広域連合から効果測定・期末報告用のデータを提供するため、当該通知の発送による健診受診率の変化等に係る効果測定を行うこと。効果測定期間は、契約締結月以降直近で健診受診に係るデータの把握が可能な月から令和9年3月健診受診分までとする。
- イ アの効果測定の分析を行い、その結果を期末報告書に取りまとめ、広域連合及び対象市に提出すること。併せて、上記効果測定結果を基に、次年度以降に実施すべき有効な施策等について提案を行うこと。
- ウ 過去5年分の受診歴データを元に、受診者の増減等を分析した結果を提出すること。

7 成果物及びその納品期限

成果物	納品期限
健診受診勧奨対象者リスト（Excel形式） 【電子媒体に格納して納品】	令和8年9月初旬を目途とする。 (具体的な期限については、別途調整)
健診受診勧奨通知完成物サンプル 5部	
健診受診勧奨通知印刷用データ（PDF形式） 【電子媒体に格納して納品】	令和8年9月上旬通知発送後速やかに
効果測定期末報告書（Excel形式及びWord又はPowerPoint形式） 【電子媒体に格納して納品】	令和9年3月26日（金）まで

8 個人情報の保護

- 6の提供データ等の取扱いに当たり、個人情報が含まれる場合は、次のとおり対応すること。
- (1) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び広域連合のセキュリティポリシーを遵守すること。
- (2) データの授受に当たっては、6の(1)のアに記載する方法のほか、必要に応じて広域連合及び対象市と調整し、情報の機密性が確保された方法を手配した上で行うこと。
- (3) 本業務に関し、個人情報の漏えい等その他の個人情報の安全確保に係る事態が発生し、又は発生するおそれがある場合（再委託等の相手方により当該事態が発生し、又は発生するおそれがある場合を含む。）には、直ちに広域連合へ報告し、その指示を受けること。
- (4) 広域連合の指示又は承諾があるときを除き、本業務に関し知り得た個人情報が含まれるデータを広域連合が特定した利用目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。
- (5) 各作業場については、IDカードや指紋認証等による入室制限を行い、あらかじめ登録されている者だけが作業できるようにするなど厳重な管理が行われていること。
- (6) データはアクセス権限が管理された業務サーバーに保管し、データの入力作業等を行う場所と業務サーバーの設置場所とは分けて管理すること。また、業務サーバー設置場所にはデータ移動や保管を目的とした記録媒体の持ち込みを禁止すること。
- (7) USBやポータブルHD等の記録媒体でデータを受領する場合には、当該記録媒体は施錠された金庫等で保管し、使用状況等について適正に管理すること。
- (8) 情報セキュリティマネジメントシステムに係る認証を取得していること
ISO/IEC27001認証及びプライバシーマーク（Pマーク）を取得していること。

9 再委託について

受託業務の一部を第三者に委託する場合は、あらかじめその内容を明らかにして、広域連合の承認

を得ること。この場合において、受注者は再委託者に対し本仕様書及び契約の内容を周知し、遵守させなければならない。また、再委託した場合においても、本業務の全責任は受注者が負うものとする。

10 主要な業務スケジュール

令和8年7月上旬

- ▶▶ ・ 広域連合から、健診受診勧奨通知作成用データ（除外者データ除く）の提供

令和8年8月上旬を目途に

- ▶▶ ・ 広域連合から除外者データの提供

令和8年9月初旬を目途に

- ▶▶ ・ 広域連合及び対象市へ、健診受診勧奨対象者リストの納品

令和8年9月上旬

- ▶▶ ・ 健診受診勧奨通知発送

- ▶▶ ・ 発送後速やかに、健診受診勧奨通知完成物サンプル、同通知印刷用データの納品

令和9年2月中旬

- ▶▶ ・ 広域連合から効果測定・期末報告用データの提供

令和9年3月27日までに

- ▶▶ ・ 効果測定期末報告書の納品

11 その他

- (1) 業務委託契約の締結後、成果物納品までの作業工程スケジュールを速やかに提出するとともに、委託業務の詳細についての打合せを広域連合及び対象市町と実施すること。
- (2) 広域連合が開催する会議、その他打ち合わせ等へ参加すること。
- (3) 成果物及び本業務で作成されたデータの著作権については、受注者の決定後に双方が協議の上帰属先を決定する。
- (4) 本業務を行うために使用したデータについては、業務完了後、直ちに破棄すること。（6に記載の提供データ等を廃棄する場合には、復元不可能な処理を施した上で廃棄すること。）
- (5) (4)のデータの廃棄を行う際には、事前に広域連合に連絡すること。
- (6) 本契約とは別に広域連合、受注者が業務委託契約を締結し、または締結する場合であって、当該契約と本契約において同種のデータの提供が発生する場合は、広域連合が利用目的の範囲内であること等を確認のうえ広域連合の指示に基づき、提供を受けた当該データを”広域連合から受注者へ提供するデータ”として、本契約のほか各契約の目的の範囲及び条件で利用することができるものとする。
- (7) 本契約において広域連合から受注者へ提供するデータに、広域連合とは別の第三者のデータを含む場合は、広域連合は当該第三者のデータ利用が利用目的の範囲内であること等を確認及び当該第三者の合意を得たうえで受注者に提供するものとする。
- (8) 個人情報の廃棄等は、この契約による業務を処理するために広域連合から引き渡された個人情報（受注者が自ら収集した個人情報を除く。）が記録された資料または媒体等を、この契約の有効期間終了後6ヶ月以内に廃棄（第三者へ廃棄を委託する場合を含む。）する。ただし、広域連合は、受注者からの期末報告書の再出力等の追加業務への対応等のために必要と判断した場合、当該期間経過後も必要かつ合理的な期間、当該資料または媒体等を保持及び利用する。この場合であっても、甲が廃棄を指示した場合、乙は直ちに当該資料または媒体等を廃棄する。なお、この規定は、本契約における他の規定に優先して適用されるものとする。
- (9) 広域連合から提供された個人情報が含まれるデータ等を基に、個人が識別できないよう加工した情報等を作成した上で保持・管理し、利用又は第三者の研究事業等に提供することを想定する場合には、当該提供の目的が当初特定した個人情報が含まれるデータ等の利用目的以外の利用又は提供にならないか、事前に広域連合に書面等により説明・協議し、当該利用目的以外の利用又は提供に当たらない旨の共通の認識を得た上で、別途覚書等を締結し実施すること。
なお、この場合第三者が実施した分析の結果や研究成果等は、広域連合に還元された上で保健事業やデータヘルス計画の運用等に活用されるものであることとし、成果物のフィードバック（還元方法）の在り方についても覚書等に明記の上、実施すること。
- (10) 本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項で必要がある場合

は、広域連合と協議の上定めるものとする。

三重県後期高齢者医療広域連合が受注者に提供するデータ等

三重県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）は、別紙仕様書の定めに従い受診勧奨の取組を実施する津市、亀山市、南伊勢町（以下「対象市」という。）の次のデータを受注者に提供する。

1 健康診査受診勧奨通知作成用データ

受注者は、広域連合から提供される次の個人情報を含むデータを、健康診査（以下「健診」という。）受診勧奨通知資材の作成を目的とした業務にのみ利用すること。

(1) 後期高齢者健診関連情報データ

通知対象者の健診受診確率の算出やセグメント化に利用する。

ア 後期高齢者健診受診歴データ

- ▶ F K A C 167 [ファイル形式：csv] … 令和3年度から同7年度分
- ▶ F K A C 176 [ファイル形式：csv] … 令和3年度から同7年度分

イ 後期高齢者健診対象者データ

- ▶ F K A C 161 [ファイル形式：csv]
… 令和6年度から同8年度分

ウ レセプト電算コード情報データ

- ▶ 医科レセプト (21_R E C O D E I N F O _ M E D . C S V) [ファイル形式：csv]
- ▶ 調剤レセプト (24_R E C O D E I N F O _ P H A . C S V) [ファイル形式：csv]
- ▶ D P C レセプト (22_R E C O D E I N F O _ D P C . C S V) [ファイル形式：csv]
… それぞれ抽出時点で最新のものから5年分

(2) 被保険者情報データ

通知対象者のベースとなる情報として利用する。

- ▶ K D B 帳票 s 26_006 [ファイル形式：csv] … 抽出時点で最新のもの(※)

※ 対象各市町の令和8年3月31日時点の当該帳票を広域連合において抽出する。

(3) 印刷・発送関連データ

ア 宛名印字用データ

- ▶ 宛名データ [ファイル形式：Excel、csv] … 抽出時点で最新のもの

※ 文字コードは原則 Shift-JIS、フォントはKAJO-J 明朝とし、広域連合が所有する外字を出力すること。外字出力ソフトは五萬悦 WebTTE の利用を推奨する。

※ 被保険者番号、郵便番号、住所、住所方書、漢字氏名、カタカナ氏名が含まれること。

イ 外字ファイル [ファイル形式：TTE、EUF] … 抽出時点で最新のもの

ウ 宛名データ指示書 [ファイル形式：Excel]

受注者の定める様式に従い、宛名データのうち印字に使用する箇所について提供する。

(4) 除外者データ

広域連合は、受注者と協議の上決定した様式に次のア、イ及びエのデータをあらかじめ入力して対象市に提供する。対象市は当該様式にウ及びオのデータを入力し、これを除外者のベースとして、必要に応じて健診既受診者等その他の除外者データを追記した上で、受注者へ提供する。

ア 長期入院者のデータ

- ▶ K D B 帳票 厚生労働省様式2－1（6ヶ月以上入院しているレセプト一覧）
[ファイル形式：csv] … 抽出時点で最新のもの

イ 介護施設入所者のデータ

- ▶ K D B 帳票 s 24_003（要介護(支援)者突合状況） [ファイル形式：csv] … 抽出時点で最新のもの

ウ 障害者支援施設入所者数のデータ

- ▶ 対象各市の障害者支援所管課から「施設入所者支援」の障害福祉サービス受給決定者のデータを入手する。… 確認時点で最新のもの

エ 資格喪失者のデータ

- ▶ 対象各市の後期高齢者医療保険資格喪失者のデータを抽出する。… 確認時点で最新のもの
- オ 要介護 1 から 5 の認定者のデータ
- ▶ 対象各市の要介護 1 から 5 認定者のデータを抽出する。… 確認時点で最新のもの

(5) 資材作成用データ

健診情報データ [ファイル形式 : Excel]

受注者の定める様式に従い、通知資材に印字する健診内容等の情報を提供する

※ 印字に耐え得る解像度とすること。

2 効果測定・期末報告用データ

受注者は、次の個人情報を含む提供データを、健診受診勧奨通知の発送による健診受診率の向上に係る効果測定及び測定結果に係る期末報告書の作成を目的とした業務にのみ利用すること。

効果測定・期末報告用データ

- ▶ F K A C 167 [ファイル形式 : csv] … 令和 8 年度分

- ▶ 受診結果データ [ファイル形式 : Excel] … 令和 6 年度から同 7 年度分

※ 受診結果データについては任意提供とする。

3 その他業務を実施する上で必要なデータ

業務を実施する上で、本紙に定めのないデータが必要になった場合は、広域連合と受注者が協議の上対応を決定し、提供する。

4 関係各データの受注者への提供時期 (※具体的なスケジュールについては、業務委託契約締結後別途調整)

区分	受注者への提供時期
1 受診勧奨通知作成用データ	
(1) 後期高齢者健康診査関連情報データ	
ア 後期高齢者健診受診歴データ	契約後、期初に提供（6月上旬） ・広域連合→対象市：各市のウのデータ
イ 後期高齢者健診対象者データ	・対象市→受注者：各市抽出のア及びイ並びに広域 [LGWAN] 連合から提供のウのデータ
ウ レセプト電算コード情報データ	
(2) 被保険者情報データ	契約後、期初に提供（6月上旬）
(3) 印刷・発送関連データ	
ア 宛名印字用データ	
イ 外字ファイル	
ウ 宛名データ指示書	契約後できる限り早い時期に提供（6月中）
(4) 除外者データ (ア 長期入院者、イ 介護施設入所者、エ資格喪失者)	通知発送日の2週間前までに提供（8月下旬） ・広域連合→受注者：ア、イ及びエ並びに各市抽出の [LGWAN] ウ及びオ+α のデータ
除外者データ (ウ 障害者支援施設入所者、オ 要介護認定者)	

区分	受注者への提供時期
(5) 資材作成用データ	
健診情報データ	契約後できる限り早い時期に提供（6月中）
2 効果測定・期末報告用データ	令和 9 年 3 月中をめどに提供